

2026年3月19日

お客さま各位

東山口信用金庫

「当座勘定規定(一般用)」の一部改正について

平素より当庫をご利用いただきまして、厚くお礼申し上げます。

当金庫では、当座勘定における手形・小切手新規発行の終了(2026年3月末)に伴い、払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱開始させていただきます。

つきましては、当座勘定規定を一部改正させていただきます。

なお、改正後の規定は、本改正前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきますので、予めご了承ください。

記

1. 改正する規定

当座勘定規定(一般用)

2. 改正日

2026年4月1日(水)

3. 改正内容

改定後	改定前
第7条(手形、小切手の支払等) (1) (省略) (2) (省略) (3) 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 <u>A 届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法</u> <u>B 小切手を使用する方法</u> (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求められます。 この場合、当金庫が必要と認めるときは、この	第7条(手形、小切手の支払(追加)) (1) (省略) (2) (省略) (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>

<p><u>確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p>	
<p>第 8 条 (手形、小切手用紙<u>等</u>)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>(5) <u>払戻請求書の交付</u>請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6) (省 略)</p> <p>(7) (省 略)</p>	<p>第 8 条 (手形、小切手用紙 <u>追 加</u>)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>(5) <u>手形用紙、小切手用紙</u>の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6) (省 略)</p> <p>(7) (省 略)</p>
<p>第 1 2 条 (手数料の引落し)</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) (省 略)</p>	<p>第 1 2 条 (手数料の引落し)</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手 <u>追加</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) (省 略)</p>
<p>第 1 4 条 (印鑑等の届出)</p> <p>(1) 当座勘定の取引に使用する印鑑 <u>削除</u> は、当金庫所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。</p> <p>(2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑 <u>削除</u> を前項と同様に届出てください。</p>	<p>第 1 4 条 (印鑑等の届出)</p> <p>(1) 当座勘定の取引に使用する印鑑 <u>または署名鑑</u> は、当金庫所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。</p> <p>(2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑 <u>または署名鑑</u> を前項と同様に届出てください。</p>
<p>第 1 6 条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影 <u>削除</u> (電磁的記</p>	<p>第 1 6 条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手 <u>追加</u> または諸届け書類に使用された印影 <u>または署名</u> (電磁的記録</p>

<p>録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑<u>(削除)</u>と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑<u>(または署名鑑)</u>と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>(追加)</u>諸届け書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p>
--	---

以上